

全板国保の保険証をお使いの皆さまへ

マイナ保険証をご利用ください



令和6年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります

全板国保の保険証

令和6年12月1日の時点でお手元にある健康保険証は
令和7年3月31日まで使用できます。



※ 転職・転居等で加入している保険者が変わった場合は使えなくなります。

マイナ保険証を使うメリット

安心 より良い医療を受けることができる

過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有（※）され、データに基づく最適な治療を受けることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

※ マイナ保険証を使用し、医師等と過去の情報を共有した場合には、健康保険証で受診した場合と比べて、初診時等の医療機関・薬局での窓口負担が低くなります。

便利 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いが免除

限度額適用認定証等（※）がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

※ 高齢受給者証の持参も必要なくなります。



マイナ保険証を保有していない方

お手元にある保険証が使えなくなる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き医療を受けることができます。

全国板金業国民健康保険組合



マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



よくあるご質問

マイナンバーカードは安全なの？

マイナンバーカードのICチップには保険証情報や医療情報自体は入っていません。紛失・盗難の場合はいつでも一時利用停止ができますし、暗証番号は一定回数間違えると機能がロックされます。不正に情報を読みだそうとするとチップが壊れる仕組みもあります。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためにはどうしたらいいの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、ご利用登録が必要です。初めて医療機関を受診していただいても顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。



どうやって受付するの？

マイナ受付は顔認証付きカードリーダーで行います。マイナンバーカードを読み取り口に置くと受付が始まりますので、画面の指示に沿って受付をしてください。



詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索

